

沖縄平和啓発プロモーション事業
(戦後の戦争体験者証言映像収録・編集業務)
委託業務仕様書 (案)

1. 事業名

沖縄平和啓発プロモーション事業 (戦後の戦争体験者証言映像収録・編集業務)

2. 委託事業の目的

沖縄戦及び沖縄における終戦直後の復興の記憶を次世代に継承するため、また、平和を希求する「沖縄のこころ」を世界に強く発信するために、沖縄戦、アジア・太平洋戦争体験者の証言映像収録及び編集を行う。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

4. 委託業務内容

(1) 戦後の戦争体験者証言 (以下、「証言」という。) 映像収録業務について

① 証言者の選定に関する業務

受託者は当館や各市町村、公民館、その他の団体・個人等から推薦や情報を得て、「証言映像収録予定者リスト」(40人程度)を作成する。そのリストから委託者が収録対象者30人を決定する。

※収録対象者は沖縄戦、アジア・太平洋戦争の実相を知る上で必要と判断した方。

② 収録者の対象地域

沖縄本島及び離島とする。

③ 収録の内訳

目安として、沖縄本島内20人程度、離島10人程度とする。

※今回は、沖縄戦終結直後の沖縄における戦後復興期が収録の中心であるため、南洋群島や台湾、満州、朝鮮半島、日本本土等、沖縄以外の地で終戦を迎えた方の戦争体験も可とする。

※新たな沖縄戦の証言が得られることから、当館が今までに行った戦争体験収録に含まれない者が望ましい。

④ 収録交渉及び収録方法

収録予定者の収録交渉・調査・日程調整は受託者が行う。収録方法は個別方式で行い、撮影場所は証言者の希望を優先する。また収録内容については収録業務の事前に委託者と協議し決定する。収録においては、インタビュアーが証言者に質問を行い、スムーズに聞き取りが行えるようにする。(事前調整で質問内容等を伝え、

収録が円滑に行えるように配慮する。)

ア インタビュアーは沖縄戦等に一定の見識を有し、かつ、インタビュー経験のある者とする。

イ 収録は、インタビュアー1人、カメラマン1人、照明兼音声1人を撮影スタッフとして行う。

ウ 基本的に1日あたり2人の収録とする。

⑤ 証言取材協力者に対するお礼として謝礼金(4,000円×30人)を支払う。

(2) 各証言の編集業務について

① 収録時間は1時間程度とし、最終的には5~10分程度の映像に編集する。

② 映像収録後、反訳文(編集前版)を作成する。

③ 反訳文(編集前版)をもとに平和祈念資料館が指定する専門員の点検を受ける。専門員の点検に対するお礼として謝礼金(4,000円×30人分)を支払う。

④ 点検後の指示に基づき、編集作業を行う。編集が完了した映像の反訳文(編集版)を順次、委託者に提出する。反訳文(編集版)の最終提出期限は11月末日を目安とする。

⑤ 証言映像冒頭にタイトルを入れ、氏名、生年月日、出身地、終戦時の職業・年齢、証言年月日等を表示する。

⑥ 内容の理解を助けるため、必要に応じて見出し(テロップ)を表示する。

⑦ 各証言者の証言映像には字幕をつける。また証言の中で使われている方言は標準語に直したうえで字幕にする。用語等については、必要に応じて理解を助けるための表示をする。また、漢字等にはルビをつける。

(3) 納品について

① 貸与を受けた資料及び情報は速やかに沖縄県平和祈念資料館に返却する。

② 収録に使用した記録媒体一式を納品する。

③ 証言者及び協力団体への贈呈用として収録編集映像DVD-Rを納品する。

ア 証言者には当事者の収録分、協力団体には紹介して頂いた人数をまとめた収録編集映像DVD-Rを贈呈する。

イ 証言者及び協力団体への贈呈用DVD-Rの郵送は受託者が行う。

④ 沖縄県平和祈念資料館内映像証言管理システムへのインストール用として証言収録編集DVD-Rを1枚に10人分収納し(mpg1に変換したもの)納品する。

⑤ 証言収録映像を本島編約20人分は2枚に分け、離島編を1枚にまとめて収納し、DVD-R(貸し出し用)とBD-R(保存用)で納品する。(DVD-Rを貸し出し用、BD-Rを保存用と明記する)

※いずれもディスクやケースにはインデックスを表示すること。

⑥ 反訳文(編集前版および編集版の反訳テキストデータと紙資料)を納品する。

⑦ 収録者リスト(郵便番号、住所、連絡先を記載)をデータと紙資料で納品する。

- ⑧ 証言収録記録及び承諾書、収録活動内容写真データを納品する。
- ⑨ 収録・編集した映像のデータをHDD（3TB*2 RAID）に収納し納品する。
- ⑩ 成果品として納入するDVD-R、BD-R、HDDは国産メーカーとする。
- ⑪ ディスクの容量に関しては、DVD-Rは4.7GB、BD-Rに関しては25GBとし、傷、埃、汚れ等に強い、ハードコート等の保護コート仕様とする。

5. 諸報告

- (1) 受託者は契約締結後、7日以内に本業務に関する業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、作業の進捗状況を定期的に委託者に報告するものとする。報告様式や、報告時期については、委託者と協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、業務完了後、成果物とともに本業務に係る業務報告書を作成し、委託者の指示する期限までに提出すること。

6. 作業条件等

- (1) 作業場所については、受託者の責任において準備すること。
- (2) 受託者は、作業の上で不明な点が生じた時には、速やかに委託者に相談し、両者協議の上で問題の解決を図る。
- (3) 業務の実施にあたり、必要な機材、要員、設備の設置・撤去費用、資料の搬出・搬入、その他作業に必要な備品・消耗品等は受託者が準備する。なお、委託料で備品、機材の購入は認めない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて委託者と受託者双方による協議の上で対処する。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合も同様とする。

7. 提供資料の取扱い

- (1) 本業務で取り扱う資料は紛失が起らないよう、管理には万全を期すこと。
- (2) 沖縄県平和祈念資料館から提供される資料については、委託担当者と受託者の両者で確認し、チェックリストに記載する等、管理には万全を期すこと。

8. 著作権等の扱いについて

- (1) 成果物に関する著作権及び使用权は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9. 守秘義務・個人情報の取扱いについて

- (1) 受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等に

については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

- (2) 業務上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10. 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

- (2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ① その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

- (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ② 原稿、データの入力及び集計
- ③ その他、県が簡易と決定した業務

- (4) 再委託の相手方の制限

本委託業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。